

○関西医科大学大学院学則（案）

第1章 総則

（設置）

第1条 関西医科大学（以下「本学」という。）に、関西医科大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。

（理念・目標）

第2条 関西医科大学大学院医学研究科は、基礎医学・社会医学・臨床医学系を融合した高度に専門的な各専攻系研究分野において、医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習・研究することにより、医科学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識および人間性を養うことを理念とし、次の目標掲げる。

- (1) 医学研究の推進：世界的研究拠点を形成して生命現象の真理を探究し、世界的水準となる医学研究成果を創出する。
- (2) 医学研究者の育成：国際的視野に立つて独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力、豊かな人間性と広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成する。
- (3) 高度専門職医療人の育成：高度かつ専門的な医療知識・技術を修得し、診療に根ざした臨床研究を展開する能力をもつ指導的医療人を育成する。
- (4) 社会貢献：基礎医学・社会医学・臨床医学研究の成果を医療等に応用し、人類の健康増進と福祉向上に寄与するとともに、知的財産として活用し、以て一般社会に還元する。

2 関西医科大学大学院看護学研究科博士前期課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。

3 関西医科大学大学院看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（研究科及び課程）

第3条 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に博士課程を置く。

3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

（専攻）

第4条 医学研究科に次の専攻を置く。

医科学専攻

2 看護学研究科に次の専攻を置く。

看護学専攻

(修業年限及び在学年限)

第5条 医学研究科博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

2 看護学研究科博士前期課程の修業年限は、2年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

3 看護学研究科博士後期課程の修業年限は、3年を標準とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第6条 医学研究科の入学定員は50名、収容定員は200名とする。

2 看護学研究科は、博士前期課程の入学定員を20名、収容定員を40名とし、博士後期課程の入学定員を5名、収容定員を15名とする。

## 第2章 組織運営

(教員組織及び指導教授)

第7条 医学研究科に医学研究科長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 看護学研究科に看護学研究科長を置く。看護学研究科長選考規程は別に定める。

3 看護学研究科長は、学長の命を受けて当該研究科に関する校務をつかさどる。

第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授、准教授、講師及び助教をもつて充てるものとする。

2 大学院教員は、研究科における授業にあたる。

3 指導教員は、研究科における研究指導にあたる。

4 大学院教員、及び指導教員に関する資格要件は別に定める。

5 各研究分野に指導教授を置く。指導教授は、各研究科委員会の構成員であり、研究指導、学位申請の責任者となり、学位審査権を有する。

6 本学附属の研究所における各研究分野にあつては、指導教授なき場合は、研究部門の教授、或いは准教授に指導教授の任のうち、研究指導及び学位申請の責任者を委嘱することができる。

7 各研究分野に教育・研究上必要あるときは、客員教授に研究指導を委嘱することができる。

8 同条第6項の委嘱は、医学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(研究科委員会)

第9条 医学研究科に医学研究科委員会、看護学研究科に看護学研究科委員会を置き、大学院の指導教授をもつて組織する。

2 研究科委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第10条 研究科委員会は次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、除籍に関する事項
- (2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文審査に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) その他学長の諮問する事項

第11条 研究科委員会は前条に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がかさどる校務に関する事項について審議または協議し、学長に意見を述べるものとする。

2 研究科委員会運営の細目については、別に定める。

(大学諮問会議)

第12条 本学の医学研究科及び看護学研究科に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議を置く。

2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は別に定める。

### 第3章 教育方法等

(教育方法)

第13条 本大学院の教育は、研究科が定める所定の研究分野の授業並びに研究指導等によつて行う。

(授業科目及び履修方法)

第14条 研究科の研究分野名は別表第1のとおりとし、授業科目及び履修方法は別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第15条 履修する研究分野別授業科目の選定は、指導教授、または第8条第6項に定める教授、或いは准教授の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の研究分野の授業科目等の履修)

第16条 指導教授、または第8条第6項に定める教授、或いは准教授が研究指導上必要

と認めるときは、他の研究分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修ならびに研究指導)

第17条 指導教授、または第8条第6項に定める教授、或いは准教授が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

2 前項のほか、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。しかし、その期限は1年以内とし、特に認められた場合に限り2年以内とする。なお、本学客員教授が在籍する他大学の大学院等において、同客員教授に研究指導を受けさせる場合は、その期限を定めない。

3 前2項の規定は、あらかじめ他の当該大学院等との間に受入れ、研究指導を行うことなどについての必要な書類を提出し、当該研究科委員会の議を経て行うものとする。

(外国留学)

第18条 外国の大学院等に留学して研究指導を受けることが、教育上有益と認められるときは、前条の規定を準用する。

2 外国の大学院等とは、外国の大学院又は大学、研究所とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により修了することを希望する旨申し出たときは、長期履修コースとしてその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の履修に必要な事項は、別に定める。

第4章 試験、成績評価、課程の修了要件及び学位

(試験および成績評価)

第20条 研究分野の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験(以下「科目試験」という。)を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

2 科目試験の実施方法等は、当該研究科委員会が定める。

3 授業科目の成績及び評価基準は別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条第1項の科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、別に定める。

(課程の修了要件)

第22条 医学研究科博士課程の修了要件は、原則として医学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることを証明するにたる学位論文を提出し、本大学院の行う審査及び試験に合格することを必要とする。

2 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上とすることができる。

3 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

4 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(学位規程)

第23条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める関西医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)による。

(学位の授与)

第24条 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。

2 看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

3 看護学研究科博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

第25条 医学研究科において、博士課程を経ない者または修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、第22条に定める大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は博士(医学)の学位を授与する。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第26条 学年、学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる。

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第27条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程）を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者。ただし、最終の課程が6年制である場合は、18年未満でも認める。
  - (3) 防衛医科大学校を卒業した者
  - (4) 大学院研究科修士課程を修了した者
  - (5) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
  - (6) その他、本大学院において、大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
  - (7) 前(2)(5)号における外国においての学校教育は、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与し、かつ、(2)号による者は最終の課程の修業年限が5年以上、(5)号による者は最終の課程の修業年限が3年以上の課程を修了した者も含む。
- 2 看護学研究科博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定による学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣が指定した者

- (7) 前(1)号に定める大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で習得したと大学院が認めた者
  - (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
  - (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある認められたもので、22歳に達した者
- 3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣が指定した者
  - (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある認められたもので、24歳に達した者
- (入学志願の手続)

第28条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第29条 入学志願者に対しては、当該研究科委員会の定めるところにより、選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第31条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の誓約書及び住民票記載事項証明書またはこれに代る証明書を提出し、入学金を納入しなければならない。

(入学許可の取消)

第32条 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学

許可を取消す。

(休学及び退学)

第33条 やむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保証人連署で、休学を願い出なければならない。

- 2 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、医学研究科博士課程においては通算4年、看護学研究科博士前期課程においては通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業期間、在学期間に算入しない。
- 5 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。
- 6 休学期間内にその事由が終ったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。
- 7 退学及び再入学については、本大学学則の定めるところによる。

(研究分野の変更等)

第34条 研究分野の変更または他大学の大学院から転学を志願する者があるときは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可することがある。

- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行う。

## 第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第35条 品行方正、成績優秀な者かつ奇特の行為があつた者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第36条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為を行つた者に対しては、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)



第37条 次の各号の1に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める最長在学年数を超えた者
- (2) 休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

#### 第8章 授業料等

(授業料その他)

第38条 医学研究科博士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。

第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

- 2 看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。

第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

#### 第9章 外国人学生、社会人学生、特別研究学生及び科目等履修生

(外国人学生、社会人学生)

第39条 外国の教育を受け、原則、入学時点の在留資格が「留学」となる者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。

- 2 病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在籍している者、または入学時に就業が見込まれ大学院入学後もその身分を有する者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、社会人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。
- 3 外国人学生、社会人学生には、この学則を準用する。

(特別研究学生)

第40条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究分野別授業科目の履修または研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れることができる。

- 2 特別研究学生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。

(科目等履修生)

第41条 本学の医学部学生で、医学研究科の授業科目の履修を受けることを志願する者があるときは、科目等履修生としての選考を経て、学長が履修を許可する。

- 2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

#### 第10章 雑則

(学則の改正)

第42条 本学則の改正は、学長が研究科委員会に諮問し、研究科委員会の答申を受けて学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

(その他)

第43条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は本大学学則を準用する。

附 則

- 1 本学則に定めるものの外、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年10月1日から施行する。

ただし、施行日前に在籍する者については、第14条、第15条を除いて、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

ただし、第32条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和64年4月1日から施行する。

ただし、第32条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第32条の改正規定の適用に当つては、施行日前に入学の決定ある者の入学金については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、  
なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第16条の改正規定については、平成22年度から適用する。

また、第17条3項の規定は、施行日前日に在籍するものについては、適用しない。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月29日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第4条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第18条、第39条および別表の改正規定の適用にあたっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第32条及び別表の改正規定の適用にあたっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第17条、第38条の改正規定の適用にあたっては、施行日以前に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

研究分野（講座、教室、部門、領域名）一覧

医学研究科

専攻	研究分野名	講座、教室、部門名
医科学専攻	システム細胞科学	解剖学第一
	脳構築学	解剖学第二
	細胞分子生理学	生理学第一
	認知脳科学	生理学第二
	分子生体機能学	医化学
	分子薬理学・細胞外マトリックス 医学	薬理学
	幹細胞病理学	実験病理学
	ウイルス腫瘍学	微生物学
	幹細胞生物学	衛生学
	公衆衛生学・国際保健学	公衆衛生学
	分子細胞生物学	公衆衛生学
	法医学	法医学
	分子免疫学	分子遺伝学部門
	神経機能学	神経機能部門
	酸素生物学	侵襲反応制御部門
	細胞情報学	生体情報部門
	実験動物医学	モデル動物部門
	血液・呼吸器・膠原病・感染症内 科学	内科学第一
	循環器・腎・内分泌代謝内科学	内科学第二
	消化器内科学	内科学第三
	心身医学	心療内科学
	臨床神経学	神経内科学
	精神神経科学	精神神経科学
	発達小児科学	小児科学
	外科学	外科学

心臓血管外科学	心臓血管外科学
呼吸器外科学	呼吸器外科学
脳神経病態治療学	脳神経外科学
整形外科科学	整形外科科学
形成外科学	形成外科学
皮膚科学	皮膚科学
腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学
眼視覚学	眼科学
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
放射線科学	放射線科学
産科学婦人科学	産科学婦人科学
麻酔科学	麻酔科学
臨床病理学	臨床病理学
救急・災害医学	救急医学
数理解析学	数学
細胞生物学	生物学
生化学	化学
生物物理学	物理学
健康科学	健康科学
医療情報学	大学情報センター
医療行動科学	心理学

看護学研究科

専攻	研究分野名	領域名
看護学専攻（博士前期課程）	基盤看護	基盤看護学／看護学教育／国際看護学
	広域看護	精神看護学
		在宅看護学
		地域看護学
	生涯発達看護	こども看護学
		母性看護学
		老年看護学
	治療看護	慢性疾患看護学／クリティカルケア看護学

専攻	研究分野名
看護学専攻（博士後 期課程）	基盤看護
	広域看護
	生涯発達看護
	治療看護

別表第2

医学研究科博士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円

看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円
施設拡充費	100,000円	50,000円	50,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

○ 関西医科大学大学院看護学研究科委員会規程（案）

（設置）

第1条 関西医科大学大学院看護学研究科に関する学事管理を行うため、本学に大学院看護学研究科委員会（以下「看護学研究科委員会」という。）をおく。

（組織）

第2条 看護学研究科委員会は、看護学研究科の指導教授をもつて組織する。

（招集及び成立）

第3条 看護学研究科委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した委員が、その議長となる。

3 学長は、委員3名以上の要請があつたときは、看護学研究科委員会を招集しなければならない。

第4条 看護学研究科委員会は必要に応じて、随時開会するものとする。

第5条 看護学研究科委員会は、学長を除く委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、海外旅行中又は休職中の教授は、委員の数に算入しない。

（審議事項）

第6条 看護学研究科委員会は、次の事項を審議したうえ、学長に意見を述べるものとする。

(1) 看護学研究科長の選考に関する事項

(2) 学則の制定、改廃に関する事項

(3) 学生の休学、除籍に関する事項

(4) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項

(5) 試験に関する事項

(6) 学位論文審査に関する事項

(7) 教育課程に関する事項

(8) その他研究科の教育研究に関する重要事項

2 看護学研究科委員会は前項に定めるもののほか、学長及び看護学研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議又は協議し、学長に意見を述べることができる。

（議決）

第7条 看護学研究科委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもつて看護学研究科委員会の意見とし、学長が決定するものとする。ただし、学位論文の審査においては、出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。



(その他)

第8条 看護学研究科委員会は、必要に応じ専門委員会を設けることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。